



Title	明治期における未成年犯罪者処遇制度（一）
Author(s)	田中, 亜紀子
Citation	阪大法学. 2003, 52(5), p. 145-162
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54854
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明治期における未成年犯罪者処遇制度（一）

田 中 亜紀子

はじめに

一 明治初期における未成年者の発見あるいは法による把握の過程

（一）「未成年者」の定義

（二）人材としての未成年者

（三）社会問題としての未成年者

二 明治期における未成年犯罪者処遇制度

（一）細分化されてゆく未成年犯罪者

（二）未成年犯罪者処遇から不良少年処遇へ

（三）民間感化院の動向ならびに感化法制定に向けての動き

（四）内務省における感化法構想

三 不良少年に対する感化教育の法制化

（一）感化法起草者、窪田静太郎の欧米感化院理解（以上 本号）

（二）感化法草案に見る欧米先行法の影響

（三）感化法の目的

（四）明治三十三年感化法

(五) 明治三十三年感化法の意義

四 明治三十三年感化法制定後の「未成年犯罪者」・「不良少年」処遇

明治三十三年から明治四十年にかけての時代背景

(一) 明治三十三年感化法制定後の「未成年犯罪者」・「不良少年」処遇

(二) 監獄局移管問題

(三) 内務省地方局における感化法運営

(四) 司法省監獄局における「未成年犯罪者」処遇

(五) 刑法改正作業における「未成年犯罪者」

五 明治四十一年感化法改正

(一) 改正の主目的

(二) 議会における改正感化法審議

(三) 明治四十一年改正感化法の意義

むすびにかえて——明治期における未成年犯罪者処遇制度の意義——

はじめに

現在の未成年犯罪者およびいわゆる不良少年に対しては、十四歳未満であれば児童自立支援施設⁽¹⁾、十四歳以上であれば少年院を中心とする少年矯正施設における処遇が予定されている。前者は児童福祉法の下で、後者は少年法の下で運営されている。そしてこの児童福祉法及び少年法の出発点となる法律が明治三十三年感化法である。感化法は「地方長官ニ於テ満八歳以上十六歳未満ノ者ニ対スル適当ノ親權ヲ行フ者若ハ適当ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者」、「懲治場留置ノ言渡シヲ受ケタル幼者」、「裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入

ルヘキ者」のいずれかに該当する者を対象とし、彼等に「適當」な教育を施すことによって、対象者を犯罪から遠ざけることを目的として制定されたものである。しかし、明治三十三年の制定後、明治四十一年に改正されるまでの施行例が二府三県のみであったことから、明治三十三年感化法は監獄関係者から「生み棄て同然の死産法」・「監獄の落とし子」⁽²⁾と評価されることもあった。

先行研究⁽³⁾において、この時期の感化法施行不振理由に関しては、（一）監獄局の移管、（二）財政問題、（三）懲治場の存続、の三点が挙げられている。これらは、感化法施行の不振理由として相当の妥当性を有すると考える。また、明治三十三年に制定されてから、刑法改正に伴って行われた明治四十一年改正までの施行例が二府三県のみであった事実だけをとらえたならば、感化法は当時においてさして重要性をもたない法律であったと云うことも可能である。

しかし、明治三十三年感化法は近代日本における初の児童問題対策法であり、明治四十一年の改正を経て、現行児童福祉法ならびに少年法へと受け継がれている。従って、国家が未成年者をどのような意図の下、どのように把握し、その処遇をどのように位置づけていたのかを明らかにするためには、国家による未成年者問題対策法の嚆矢とも言うべき明治三十三年感化法、そして感化法が全府県で施行される契機となり、大正十一年少年法制定まで「未成年犯罪者」を処遇する基本法であった明治四十一年の改正感化法とともに検討することが必要であり、重要である。

さらに未成年者に対する法政策の中で、特に未成年犯罪者に対する法政策を取り扱うことは、近代日本において国家が次世代の国家を担うものとしての未成年者モデルを設定し、そのモデルへ向けての法政策を決定しただけではなく、その法政策が当初予定していた通りに機能しなかった場合に如何なる対策をとろうとしたのか、そしてと

りえたのかということを検討することでもあり、法の可能性と限界を考察する上でも意義を有すると考える。もちろん筆者の関心は近代日本における未成年犯罪者の処遇のみにとどまらず、その他の時代及び、諸外国における法政策に及ぶが、本論文においては、近代日本における未成年犯罪者に関する法政策の形成過程を明らかにするために、明治三十三年感化法制定から明治四十一年感化法改正迄の時期を対象とし、明治期における未成年犯罪者処遇制度が形成・確立される過程の検討を通じて、明治期における国家の未成年者に対する関与の意図およびその性格、さらにその後の未成年者に関する諸制度への影響を考察することを目的とする。

以上の目的から本稿は、第一章において明治初期における未成年者に関する法の整理と検討を行い、次の第二章において明治二十年代迄の監獄諸法の中で細分化されていく未成年犯罪者処遇規定を確認し、監獄改良問題から未成年犯罪者及び不良少年処遇への関心が生じてくる過程を検討する。ここでは当時の監獄学の権威であり、未成年犯罪者を特別に処遇する必要性を訴えた小河の『未成年者二対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』の分析が主として行われる。その後、明治二十年代に存在していた民間感化院の事例を紹介し、監獄改良問題で認識された未成年者処遇との異同を確認するとともに、後に感化法案を提出する内務省における感化法ないし感化院認識との異同も確認する。第三章では、もう一方の感化法起草者である窪田静太郎の感化法像を把握するため、明治三十二年に出された彼の著作『貧民救済制度意見』並びに『社会的制度一斑』の検討を行い、窪田による欧米感化制度の整理を行う。その上で感化法草案と草案に見る欧米先行法の影響を検討し、明治三十三年感化法草案の性格を明らかにする。その後、明治三十三年感化法の制定目的及びその内容の検討を行う。ここでは特に帝国議会における感化法第四條・第五條をめぐる議論を取り上げ、犯罪予防と慈善事業的側面を有する感化法の性格を明らかにする。そして第四章において明治三十三年の感化法制定から明治四十一年の改正迄の未成年犯罪者処遇ならびに感化法の施行状況を検

討することによって、明治三十年代の未成年犯罪者処遇を明らかにし、第五章では、明治四十年刑法制定の影響を受けて行われた明治四十一年感化法改正の意義及びその後の未成年犯罪者政策に対する影響を考察する。以上の考察を踏まえた上で、むすびにかえてにおいて、明治期における未成年犯罪者処遇制度の意義を総括する。

一 明治初期における未成年者の発見あるいは法による把握の過程

明治維新を経て成立した明治国家は、当時の国際秩序である「万国公法」に基づく文明国を目指して国家体制を整え始めた。文明国となるためには、いわゆる西欧型近代体制に合致した制度を確立することともに、単なる制度だけではなく、その制度および新たな国家を担うための存在¹¹将来の人材の養成並びに確保が必要となり、ここにおいて明治国家が未成年者への関与を行う契機が生じる。もちろん、明治以前の段階においても幕府および各藩において教育を中心とする未成年者への関与は行われていたが、明治以前と明治以後では、実効性に関しては考察の余地があるものの、国家が身分に関係なく広く均一的に未成年者に教育を施そうとした点が大きく異なる。

明治前期に出された法令・達などの広い意味における法を検討すると、国家の未成年者に対する関与は大きく以下の二類型にわけることができる。第一は人材としての未成年者に対するものであり、将来の国家を担う者に対してはかくあるべきという理念に基づき、主として教育に関する法を通じて行われた。第二は理念というよりも、実際の社会で発生した諸問題に係る未成年者に対するものであり、いわば社会問題となった未成年者に対して国家が対応を迫られる形で関与が行われた。以下、本章では感化法対象者への認識の背景を理解する上で必要な作業として、明治前期における未成年者関連法規の整理を行う。

(一)「未成年者」の定義

今日われわれが未成年者と言う場合、それは満二十歳未満の者のことであるという共通概念を有している。しかし、明治期においては、未成年者⁽⁴⁾、満二十歳未満の者という概念は必ずしも絶対的なものではなかった。

法律としては明治九年に「自今満貳拾年ヲ以テ丁年ト相定候條此旨布告候事⁽⁵⁾」とする太政官布告が出されているため、満二十歳未満の者⁽⁶⁾、未丁年者⁽⁷⁾、未成年者と理解することは不可能ではない。しかし、本論文において主たる対象とする明治三十三年感化法制定期並びに明治四十一年改正感化法制定期においては、未成年者⁽⁸⁾、満二十歳未満の者という認識は必ずしも固定されたものではなかった。例えば明治三十三年三月六日に公布された法律第三三號「未成年者喫煙禁止法」における「未成年者」とは当初「十八歳未満ノ幼者」と規定されていた。また明治三十五年第十六回帝国議會（衆議院）における幼者飲酒禁止法案委員會會議においては「是等ノ所謂未成年者、十二歳カラ十六歳十七八歳ノ者」という発言が出されている。以上のことから本稿で使用する未成年者という言葉は必ずしも二十歳未満の者全員を指すものではないことを予め断りしておく。また年齢の区別が必要だと思われる場合はその都度年齢を明記することとする。

(二)人材としての未成年者

明治初期段階において政府が未成年者への関与はまず教育諸法を通じて行われた。教育諸法の対象者としての未成年者は六歳から二十歳、特に義務教育制度の対象者である六歳から十四歳までが対象であった。明治初期の教育諸法の中で重要なものは、明治五年の学制である⁽⁹⁾。学制は冒頭において学校を設立する理由を「人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長スルニヨルナリ而テ其

身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長スルハ学ニアラサレハ能ハス」と述べ、「自今以後一般ノ人民華土族農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ス学ニ従事セシメサルヘカラサルモノナリ」というように、身分に関係なく全ての者に教育を与える方針を唱えたものであった。しかし実際面においては授業内容の不統一、また就学率が低いなどといった問題を含んでいた。したがって明治初期における教育諸法は、新政府の次世代の人材育成の手段としての教育に対する一定の態度を表明したものであったが、教育を徹底するための積極的な諸政策を約束するものではなかった。また明治十四年の文部省達第三号にあるように、教育の対象としての未成年者からは、「疾病」「廢疾」の者や家庭の経済状況が悪い者などは排除される可能性があった。以上の点において、この時期の未成年者に対する、教育諸法を通じた関心・関与は未だかなり不十分な状況にあったと言うことができ、況や教育の場で観察することのできない未成年者の実態を国家が把握することは無かったと言えるよう。

（三）社会問題としての未成年者

そこで次に未成年者の実態は「法」の上にはどのように表れてきたのか整理する。明治初期段階においては、社会の混乱を反映しているためか、未成年者自体を対象とした法ならびに諸規定はほとんどない⁷⁾。また、明治初期において政府が行ったことは、主として棄児の養育を行っている諸施設あるいは諸人、あるいは貧窮民に対して「養育米」「救助米」⁸⁾を支給するという形での救済でしかなかった。彼らに対して政府が積極的に関与しはじめるのは、日清戦後の物価の騰貴によって、既に東京・大阪を中心とする大都市に形成されていた下層社会がより一層圧迫されはじめた時期、また下層社会を単なる異質な外部世界としてではなく、社会内部の存在だと認識・観察し、紹

介するとともに、「貧民窟」を通じた社会批判や「貧民窟」に対する政府の社会改良政策批判を行いはじめたジャーナリズムの登場⁽⁹⁾する時期を待たなければならなかった。

このように明治初期段階における政府の未成年者に対する処遇は、近代的な国民形成のための教育制度の実施と貧窮者に対する救助の二つを主としていた。前者を表とすれば、後者は裏に位置し、後者に関する積極的な議論・また法の制定が行われるには未だ時期尚早であった。しかし、明治初期段階においては、以上に整理した分野以外にも未成年者の処遇を巡り重要な制度が考案されつつあった。それが刑法の対象者としての未成年者処遇制度である。従って次章では、明治期における未成年犯罪者の処遇制度を整理し、未成年犯罪者処遇制度の位置づけならびに問題点を明らかにする。

二 明治期における未成年犯罪者処遇制度

(一) 細分化されてゆく未成年犯罪者

明治維新以来、国家は社会秩序形成及び条約改正⁽¹⁰⁾に必要な法律としての刑法制定の傍らで、近代国家に適合した監獄関係諸法の制定に着手した。この時期すなわち十九世紀後半は、日本のみならず欧米諸国においても監獄改良の必要性が認識されて始めていた。その現れの一つが万国監獄会議⁽¹¹⁾である。この万国監獄会議は、各国の監獄状況を報告する場であるとともに、監獄に関して各国が有していた問題を協議する場であった。また日本においては、日本の「開明度」をアピールする機会であると考えられていた⁽¹²⁾。以上の状況から制定された法律が明治五年監獄則、明治十三年刑法、明治十四年改正監獄則そして明治二十二年改正監獄則である。

明治二十二年改正監獄則段階までの未成年犯罪者処遇に関する規定において、本稿の目的から指摘しておくべき

明治期における未成年犯罪者処遇制度（一）

ことは以下の二点、すなわち 未成年犯罪者と一般囚人との分離処遇が厳格化してゆくこと及び 未成年犯罪者の中の分別処遇が細分化してゆくことである。それではそもそも未成年者を成人と区別して処遇するという規定を定めるに至った背景としてはどのようなことが考えられていたのか、次節で検討する。

（二）未成年犯罪者処遇から不良少年処遇へ

明治二十二年改正監獄則において、監獄へ収監される者を犯罪者に限定し、年齢および犯罪歴によって犯罪者を分けて収容すること、そして分房制が規定されたことにより、近代日本における監獄制度は一応の成立を見たと言えることができる。しかし改正監獄則制定後、直ちに条文上で規定されたことの全てが実現されたわけではない。明治二十年代の監獄に係る問題は大きな問題としては三点あった。第一点は職員不足、第二点が監獄費負担問題、そして第三点が入監者増加問題であった。特に第三点に関しては、明治二十年代に入って犯罪者が増加したことに對し、増加した犯罪者に応じた監獄の規模及び数自体が不足していたため、改正監獄則において未成年者犯罪者と青年犯罪者を区別して監獄に収容することが規定されたにも拘わらず、幼年囚と老囚の雑居などが生じ、そのために再犯者も増加するという事態が生じていた。

これらの問題に對し、まず第一の職員不足問題に関しては明治三十二年警察監獄学校が開かれ近代的な知識の教授がなされるようになり、第二の監獄負担問題に関しては明三十三年監獄費国庫支弁法が施行されたことによって解決へ向かう。そして第三の問題解決として未成年犯罪者を減らすことが考えられた。明治二十年代を通じて犯罪者の減少をはかることが必要だと説かれるようになり、犯罪者の減少対策として出獄者の更正及び未成年犯罪者処遇による再犯防止が主張されるようになった。この出獄者の更正及び未成年犯罪者処遇では、未成年犯罪者の方が

犯罪に染まった度合いが小さいと考えられていたこと、さらに既に開院していた民間感化院の影響を受けて、未成年犯罪者処遇が監獄改良の中心課題として浮上するようになる。

この幼年者に対する改善可能性及び未成年犯罪者処遇に関しては、当時の監獄改良の中心人物であった小河滋次郎の影響が考えられる。小河は、監獄改良のためには犯罪者の減少が必要であり、犯罪者の減少のためには未成年犯罪者とともに不良少年の感化が必要である。また社会の進歩に伴い「下層労働社会」に属する者が増加し、その「下層労働社会」に属する未成年者を取り巻く環境の悪化は犯罪行為に陥る未成年者の増加を招くに至る。従って犯罪を犯しやすい「不良状態」にある未成年者を「放擲」「虐処」することはできない、と考えていたのである。以上、監獄改良から生じた未成年犯罪者処遇及び不良少年処遇に対する関心を検討してきたが、次に同時期の民間感化院の動向及び内務省感化院構想の検討を行う。

(三) 民間感化院の動向ならびに感化法制定に向けての動き

明治三十三年感化法制定以前に設置されていた主な民間感化院の特徴は次の四点である。すなわち、第一に、代表者が監獄関係者及び宗教家（教悔師の様に両方を兼ね備えた人の場合もある）であること。第二に、感化院を開く契機は犯罪の増加を憂い若くは当時の懲治場の状況に対する批判であること。第三に、対象者は明治二十二年以降懲治場処分対象者から外された請願懲治人、及び懲治場処遇を含む刑期を満了した未成年犯罪者で引取人の無い者であり、監獄内の懲治人及び幼年囚は対象としていなかったこと。そして第四として、収容は親権者の申請によるものが多数であり、感化法の対象者となる不良少年一般を処遇するものではなかったことが挙げられる。また資金面で県の援助を受ける感化院は存在するものの、感化院の運営自体に対して県が直接に関与を行ってはいなかった。

たことも指摘することができる。それでは民間感化院と比較して、当時の内務省による感化法構想にはどのような特徴が見られるのか検討する。

（四）内務省における感化法構想

英照皇太后の崩御に伴う恩賜金処分に関して、明治三十年各地方長官会議において寺原警保局長が配布した感化保護意見¹³に見る明治三十年段階の内務省感化院構想は、対象者が犯罪の虞ある孤児・引取人のいない刑期満了者・請願懲治人であったということにおいては民間と同様である。しかし、「二、凡そ地方官庁は斯の事業に対し充分の保護を与ふると同時に之が監督の権を掌握すること必要なり」という一文に見られるように、この段階で既に内務省が地方官庁による感化院の保護・監督を予定していたことも判明する。

このような内務省の意図を受けて不良少年に対する感化教育の法制化が行われることになった。そこで次の章では小河と共に感化法起草者であった窪田静太郎の感化法理解ならびに完成した感化法案に見ることができる欧米の先行例の影響を考察した上で、感化法の目的、議会における主たる議論の対象ならびに修正箇所を検討することにより、明治三十三年感化法の意義とその問題点を明らかにする。

三 不良少年に対する感化教育の法制化

（一）感化法起草者、窪田静太郎の欧米感化院理解

感化法案は内務省参事官窪田静太郎¹⁴及び監獄局事務官小河滋次郎等により起草された。その法案作成過程の詳細は未だ明らかになっていないが、¹⁵小河の意図は前章である程度明らかにすることができた。窪田の場合は、明治三

十二年に出された『貧民救済制度意見』⁽¹⁶⁾並びに『社会的制度一斑』⁽¹⁷⁾の中で、感化法対象者ならびに感化制度に関する所見及びモデルとしてのイギリスの事例が述べられている。したがって、以下では、まずこれらに対する窪田の所見を整理し、彼と小河の感化法に関する認識の異同を確認するとともに、彼等の感化法案と、彼等が参考にしたと考えられる欧米の制度との異同およびその異同の理由を考察する。

『貧民救済制度意見』において窪田は、「是等窮民ノ救助ヨリモ急ナルモノアリ余ノ見ル所ヲ以テスレバ第一八将来ノ窮民トナルベキ乞丐浮浪児懶惰兒童等ニ強制的実業教育ヲ與ヘ以テ規律的生活ヲ営ムノ慣習ヲ作ラシムルニアリ」⁽¹⁸⁾と、将来の窮民予備軍と見なされた「乞丐浮浪児懶惰兒童等」⁽¹⁸⁾いわゆる不良未成年者に対して強制的に実業教育を与えることを強調した。将来に起こるであろう問題の発生を事前に予防するために未成年者に対する諸政策の必要性を述べている点は、犯罪者減少のために未成年犯罪者ならびに将来犯罪者となる可能性が高いと見なされた不良未成年者へ特別の処遇を行うべきであるとする小河の主張と重なる。

それでは窪田は未成年犯罪者・不良未成年者に対してはどのように考えていたのか。『社会的制度一斑』において窪田は、「幼年犯罪者感化制度」および「実業学校制度」について英国の事例を紹介している。⁽¹⁹⁾

窪田によれば、イギリスの感化院の特色は以下の六点である。第一に、「幼年犯罪者ニ徳育ト職業教育トヲ與ヘ退院後正業ニ就カシムルヲ目的」としていること。第二に、民間の感化院の中で政府によって適当と認可されたものは、国庫補助、後の一八五七年以降は地方費から認可感化院に対しては補助が行われていたこと。第三に感化法の対象者は十二歳以上十六歳以下の幼年囚であって、かつ懲役または禁錮対象者であること（例外として、国王の案件附特赦による十六歳以下の幼年囚も対象に含まれていた）。第四に感化院への入所は裁判官の宣告によるべきものとされていたこと。第五に入院期間は三年以上五年以下であり、十九歳を越える者の入院は認められなかったこ

と。第六に入院規則違反に対しては起訴の上禁錮処分が取られたこと、さらには逃亡者に対しては令状無しで拘引することができたということである。以上の六点を検討すると、感化院は十二歳以上十六歳以下の犯罪者に対する教育ないし矯正可能性（更正への期待）を配慮した監獄の一種であつたと見なすことができる。

さらに、明治三十三年感化法の対象者には未成年犯罪者だけではなく不良未成年者も含まれていたが、イギリスの場合、不良未成年者に対応していたのは、「実業学校制度」である。窪田の説明によれば、「犯罪又ハ悪事ノ傾向アル兒女ニ衣食住ヲ與ヘテ強制的ニ実業教育ヲ施シ正業ニ導クヲ目的トスル感化学校」が「実業学校」である。「実業学校」「感化学校」と説明することによって、感化院との差違が判然とし⁽²⁰⁾ない。そのため、窪田はさらに自ら「其感化院ト異ル所ハ感化院ハ犯罪者タル幼年者ヲ入ルルヲ主トシ実業学校ハ犯罪ノ傾向アル幼年者ヲ入ルルヲ主トスルニ在リ」と犯罪者か否かを以て感化院対象者と実業学校対象者とを区別している。この実業学校の特色は以下の六点である。第一に対象者は十四歳以下の者であつて、かつ広範囲な入校条件に該当する者。十六歳以上の者を強制的に在校させることはできないが、十八歳までは退校後も校長の監視を受けること。第二に実業学校も主として私立であり、内務大臣の認可を受けて国庫から補助金を受けるか、入校者の保護者から徴収する、あるいは救貧委員の請求により入校した者に対しては救貧税から費用を徴収していた。第三に、入校を決定するのは「治安裁判官」（原文ママ）、警察官、そして「倫動市長参事会員」（原文ママ）であつたこと。第四として、実業学校長が入校者に対して親権を行うことができると規定されていたこと。第五に、入校後十八ヶ月を経過した児童に対しては、校長が仮退校を許可することができたこと。さらに、退校中不都合な行為があつた場合は、いつでもその許可を取り消し、復校させることができたこと。第六に、校則に故意に違背する生徒に対しては、禁錮を科した上感化院に移すことができたこと。また、学校を逃亡した場合は、令状無しで逮捕し、復校あるいは禁錮処分の上感化院

送致が行われたことである。²²⁾

つまり、感化院の対象者が未成年犯罪者であることに對し、実業学校の対象者は、未だ犯罪は犯していないものの、将来犯罪を犯す可能性の高い十六歳未満の未成年者である様に、両施設の対象は異なり、その管轄も異なっていた。しかし両施設の運営が国家の資金的援助を受けながら民間の手で行われたことなどにおいては共通点を有し、さらに規則違反者や脱走者に対する厳格な措置については互いに補完しあう関係にあったと見なすことができる。また、感化院及び実業学校の成果に關して、窪田は「感化院及実業学校ノ制度ハ英國ニ於テ顯著ナル効（原文ママ）績ヲ奏シ大ニ犯罪人ノ数ヲ減少セシメタルハ統計ノ証明スル所ナリ」と述べ、²³⁾両施設が犯罪者減少に對して効力を有していることを主張している。

すなわち第二章で検討した小河および本節で取りあげた窪田は、両者ともイギリスが犯罪者減少に成功している理由として、共に未成年犯罪者処遇制度に注目している。また、窪田も小河同様に、イギリスにおいて犯罪者のみならずその予備軍と目される未だ犯罪は犯していないものの、環境等の影響を受けて、将来犯罪を犯す可能性の高いいわゆる不良未成年者にまで犯罪者減少政策の対象を拡大していることも評価している。つまり、小河と窪田は、未成年犯罪者ならびに不良未成年者を対象とし、犯罪者減少のための法律を制定すべきであるという大枠については考えを同じくしていたと見なすことができる。従つて次章において小河および窪田が参考にしたと考えられる欧米の先行例と感化法草案との比較を行い、明治三十三年感化法草案の性格を明らかにする。

(1) 旧 救護院。

(2) 重松一義『少年懲戒教育史』（第一法規出版、昭和五十一年）三八一頁。

(3) (一) 今日の児童福祉の起点を探るといふ目的から明治期の未成年犯罪者処遇法、特に明治三十三年感化法を位置づ

けるという社会福祉的視点に立脚した研究、および（二）重松一義氏の明治維新以来の監獄制度発展に関する研究など。また「明治中期における不良少年への対応」（『近代日本の福祉実践と国民統合——留岡幸助と石井十次の思想と行動——』法律文化社、二〇〇〇年）において、田中和男氏は、一九〇〇年に制定された感化法、孤児法、未成年者喫煙禁止法を対象とし、感化法制定に關与した小河の他に、石井十次及び留岡幸助という社会事業の先駆者と呼ばれる彼等の活動を通じて、彼らの意図に反して、孤児や非行少年、犯罪者というイメージの形成・定着が行われてしまったのではないかと考察した。田中氏の一九〇〇年前後の社会全体を検討対象とする姿勢及び社会事業の功罪を再検討しようとする姿勢には本論文執筆の上で示唆される所が少なくなかった。

（４）田中和男前掲論文註（３）「第五章 明治中期における少年非行への対応」。

（５）明治九年 太政官 布告 第四十一号（四月一日）。

（６）明治五年の学制以前の政府側の行動としては、学校設置に関する調査（明治二年 行政官布達 第二百九十八）や小学校・洋学校 開校に伴う生徒募集（明治四年 文部省 第十三）などがある。

（７）例えば児童の外国人への売り渡し禁止令（明治三年 太政官布告 第五百三十）ならびに遺棄児童の取り扱いを定めた規定（明治四年 府藩県達 第三百）にその事例が見受けられる程度である。前者に関しては「御国民売渡候儀ハ第一国体ニ於テ不相濟事ニ候」と述べているが、児童「未成年者としての保護の必要性を主張するものではない。また後者に關しては、明治以前、すなわち幕藩時代に機能していた貧窮者あるいは遺棄児童に対する救済制度が、明治維新によって崩壊したため、新たな対策が必要となった」という理由によるものであり、明治政府となって初めてこのような諸政策が採用されたわけではない。

（８）救助米は貧窮民に対して行われた。救助米が支給される貧窮民の定義および救助政策は、明治元年の太政官高札、そして内務省設置後の明治七年に成立した恤救規則（近代日本最初の救貧制度）に規定されているが、その対象者は働くことができずかつ身寄りの者がいない者に厳しく制限されており、救助対象者となりえた者はわずかであったと言われている（『大阪の社会福祉を拓いた人たち』「大阪の社会福祉を拓いた人たち」編集委員会編、一九九七年）。

（９）東京の下層社会に関する初期の生活記録としては「府下貧民の真況」（明治一九年『朝野新聞』掲載）がある。その後下層社会の生活記録として有名な松原岩五郎『最暗黒の東京』（明治二六年初版）および横山源之助『日本の下層』

社会』（明治三十三年初版）が発表された。松原はそれより前に発表された下層社会の描写方法¹¹書き手の属する社会とは異質な存在としての下層社会の「探検」ならびに「踏査」の影響下にありながらも、下層社会の内側を詳細に描写しようとしている。横山は正確な姓名で初めて下層社会ルポタージュを発表した。また彼らは都市下層を単なる異質な存在ではなく、一般社会との関連する者として位置づけはじめた（中川清編『明治東京下層生活誌』岩波文庫・一九九四年）。

⁽¹⁰⁾ 『元老院会議筆記』第二八巻 五三頁 第五五六号議案 監獄則改正ノ件（明治二〇年二月二日）。

⁽¹¹⁾ 『別巻 大日本帝国獄制沿革略』（五山堂書店、一九八九年復刻）によると、万国監獄会議は、フランクフルト（一八四六・一八五七）・ブリュッセル（一八六七）・ロンドン（一八七二）で開催されている。この中でロンドン会議からは開催地の政府から招請状が出され、各国政府は公式の代表を派遣することとなったので、これを第一回万国監獄会議という。万国監獄会議が当時の欧米諸国ならびに日本といった欧米外の諸国に与えた影響に関しては、筆者が今後研究を深めて行きたいと考える項目の一つであるが、筆者はまだ十分な資料を入手していない。ただ、第二回会議に関しては、国会図書館に所蔵されているマイクロフィルム資料、『スデゴ爾摩万国監獄会議議事提要』（レラン・レヒビール、ヘーナンド・デスボルト著、佐野尚訳、明治一八年）によって日本が初めて参加した第二回会議の内容がある程度判明する。同資料は、フランス政府へ提出した報告書を佐野尚が翻訳したものである。この一八七八年（明治一年）にスウェーデンのストックホルムで開催された第二回万国監獄会議には、二十九国三百名が参加したと記されている。会議においては第一回ロンドン万国監獄会議後の各国の監獄改良状況が述べられ、この中で「日本八諸開化國ノ良善ナル方法ヲ撰取シ分房規則ヲ用ヒ以テ監獄ノ改正ヲナシタリ」という紹介がなされている。これは明治五年の監獄則ならびに会議に提出した「大日本帝国獄制沿革略」の効果であろう。各国の監獄改良状況を概観すると、欧米諸国の中ではノルウェー（未タ監獄事業ヲ十分ニ施行セス）・ドイツ（未タ著明ナル進歩ヲ現ハサスト雖モ輿論ハ刑法ノ改正ヲ請求シタリ）以外は刑法・監獄法の改正、保護事業の育成、看守学校などの監獄改良を推進していることが報告されている。後の明治三十三年に設立された監獄官練習所の教授としてドイツより招聘されたクルト・フォン・ゼーバツハの、日本の監獄制度設立への影響を考える場合、何故、当該分野においては必ずしも先進国ではなかったドイツの制度が導入されたのか考察する必要があるが、それは今後の課題の一つである。

(12) 『元老院会議筆記』第二八卷 一〇頁 第五五六号議案 監獄則改正ノ件（明治二〇年一月二日）。また梅森直之「統治理性における『内面』の発見——明治初期監獄改良のディスコース」（『早稲田政治経済学雑誌』第三二四号一九九六年）二三八頁では、万国監獄会議（文中の国際監獄会議と万国監獄会議は同義）と監獄改良運動との関係が指摘されている。

(13) 『監獄雑誌』第八卷第六號。

(14) 窪田静太郎・一八六五—一九四六。明治・大正・昭和の内務官僚・社会事業家。

(15) 感化法案の作成過程を明らかにするためには、その下書き、関係者の手記などを検討する必要があるが、現段階においては未だ見いだせていない。草案者は窪田静太郎および小河滋次郎であるが、窪田の場合、「窪田家には明治中期以降の膨大な未公開の『窪田日記』が保存されているが、その検討などによってわが国社会事業の先覚者窪田の思索のあとがもつと詳細に明にされ得るならば」（一九八〇年刊行の『窪田静太郎論集』における平田富太郎の序文。一九九二年『窪田静太郎戦時下手記』社会事業大学編、一九九二年より）と述べられており、今後当該『窪田日記』が公開され、研究が進むことにより明治三〇年、とりわけ感化法案作成当時の窪田の意図が明らかになることを期待したい。小河の場合は、『監獄雑誌』への寄稿あるいは当雑誌記者のインタビューなどにより、窪田よりはその行動および思索を把握することができる。また、小河の場合も小河家から図書館に寄贈された小河滋次郎文書が存在が上田市立図書館の特殊コレクションに確認することができ、小河の意図をより正確に理解するためには当コレクションを詳細に調査する必要があると考えている。

監獄改良の小河と衛生事業の窪田、両者とも後に社会事業の分野において活躍するという共通点を有するものの、両者の組み合わせは奇異に感じるかもしれない。しかしながら、両者は明治三年には貧民研究会（他に留岡幸助・原胤昭なども参加。慈善問題・貧困問題の研究会を行っていた）を作るなど、感化法以外にも活動を同じくすることがあった。また、当時の犯罪観には「社会が犯罪を作る」「貧しさが犯罪を作る」という理解があり、その意味において監獄改良と社会事業（とりわけ貧民救済事業）の対象は重なる点があった。例えば内藤氏が「病う身体——「血」と「精神」をめぐる比喩」（『ディスカールの帝国——明治三〇年代の文化研究』新曜社、二〇〇〇年）において病に関する言説を取り扱われ、「病」が「貧民」などと結びつけられていく過程を検討したように、当時の社会問題に関しては、

「貧民」のみならず「犯罪者」も「病」のメタファーで語られることが多かった。さらに伝染病のイメージで社会問題を語り、国家による問題対応、そして原因の解明および予防措置を要求することは一定の説得力を有していたと考える。この点においても監獄改良の小河と衛生事業の窪田にはあい通じるものがあつたに相違ない。しかしながら、伝染病に対する対応、とりわけ隔離政策が、最近の事例で言うならばハンセン氏病患者に対する必要性をはるかに越える抑圧を生じしめた様に、あるいは伝染病の「うつる」怖さを植え付けてしまったことが、伝染病患者ではない社会事業の対象者・犯罪者に対する伝染性の強迫観念、あるいは差別の視線に結びついてしまったのではないかと考える。また、窪田・小河の貧民観、あるいは彼等が理想とした国家による政策の妥当性および功罪に関してはなおも検討する必要がある。

- (16) 明治三年 国立国会図書館所蔵
- (17) 明治三年 国立国会図書館所蔵
- (18) 『貧民救済制度意見』二二頁。
- (19) 『社会的制度一斑』一五、二二頁。
- (20) 感化院「Reformatory School」実業学校「Industrial School」。
- (21) 『社会的制度一斑』一七、一九頁。
- (22) 同 十九頁。
- (23) 同 二十一頁。